

第56回原子力委員会定例会議議事録（案）

1. 日 時 1998年10月13日（火）10:30～11:30

2. 場 所 委員会会議室

3. 出席者 藤家委員長代理、遠藤委員、依田委員、木元委員
（事務局等）科学技術庁

原子力局

政策課 坂田課長、深瀬、北郷、粕谷

原子力調査室 森本室長、板倉、村上、國嶋

原子力安全局

核燃料規制課 釜嶋安全審査管理官

資源エネルギー庁

原子力発電安全企画審査課

伊藤統括安全審査官、小山、有村

吉鋪専門委員

4. 議 題

- （1）東京電力株式会社福島第一原子力発電所の原子炉の設置変更（1号、2号、3号、4号、5号及び6号原子炉施設の変更）について（答申）
- （2）「原子力損害賠償制度専門部会報告書（案）」の意見募集について
- （3）原燃輸送（株）における使用済燃料輸送容器のデータ問題について
- （4）その他

5. 配布資料

資料1-1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の原子炉の設置変更（1号、2号、3号、4号、5号及び6号原子炉施設の変更）について（答申）
（案）

資料1-2 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉設置変更許可申請（1号、2号、3号、4号、5号及び6号原子炉施設の変更）の概要

資料2-1 原子力損害賠償制度専門部会報告書（案）

資料2-2 原子力損害賠償制度専門部会報告書（案）に対する意見募集について

資料3 第55回原子力委員会定例会議議事録（案）

配布資料 原燃輸送（株）における使用済燃料輸送容器のデータ問題について

6. 審議事項

- （1）東京電力株式会社福島第一原子力発電所の原子炉の設置変更（1号、2号、3号、4号、5号及び6号原子炉施設の変更）について（答申）

標記の件について通産省より資料1-2に基づき説明があった。これに対し、
・MOX燃料は、将来いずれの炉で使用される予定なのか。

(通産省) 3号機を予定しており、現在、地元との調整中。

等の質疑応答があった後、平成10年6月22日付け平成09-12-18資第22号をもって通商産業大臣より諮問があった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については妥当なものと認め、通商産業大臣あて答申することとした。

注) 本件申請に係る変更は以下の通りである。

(1) 1号、2号、3号、4号、5号及び6号炉に9×9燃料を取替燃料として採用する。

(2) 1号、2号、3号、4号、5号及び6号炉にハフニウムフラットチューブ型の新型制御棒を採用する。

(2) 「原子力損害賠償制度専門部会報告書（案）」の意見募集について

標記の件について、事務局より資料2-1及び資料2-2に基づき説明があった。これに対し、

・国際的な視点からは、万が一日本が加害者になった場合と、被害者になった場合を考える必要がある。中国や北朝鮮では、原子力損害賠償制度が整備されておらず、日本が被害者になった場合に備えて、近隣諸国と一緒にウィーン条約に加盟することを考えてはどうか。日本がリーダーシップを取って積極的に関与していく必要がある。

等の質疑応答及び委員の意見があり、今後報告書（案）について意見募集を実施することについて了承された。

(3) 原燃輸送（株）における使用済燃料輸送容器のデータ問題について

標記の件について、核燃料規制課より配布資料に基づき説明があった。これに対し、

・本件は、データ改ざんと安全性の話を分けて議論する必要がある。データ改ざんについては徹底的に究明する必要がある。悪いことには厳正に対処すべき。議論を分けない報道が多いが、安全性が確保されていたかどうかを分けて考えないと一般の人は誤解を受ける。また、輸送容器全体について過去において同様の改ざんがあったのか調査すべきではないか。

(核燃料規制課) 現在調査を進めている。

・データ改ざんは、どの部分を改ざんしたのか。数字の持つ意味を十分考慮する必要がある。法令上の基準に関する部分なのかそれとも事業者が定めた自主基準なのか。

(核燃料規制課) 提出された申請書に記載されている内容と、実際のデータが食い違っていた。申請書に書かれた数値を上回っているものも下回ったものもある。設計承認を受けていれば一回毎に許可を得る必要はない。

・安全規制では、安全裕度を見込んであるかに厳しいところに基準が設定され

ていて、少し位ずれても許容範囲という認識が現場にあったのかもしれないが、そうであれば規制合理化について提案すべきであって、担当者個人で判断してはいけない。

- ・製造物責任法（ＰＬ法）やＮＡＳＡの安全基準（ＨＡＣＣＰ：Hazard Analysis and Critical Control Point）のように、事業者の自己責任を徹底するための考え方の導入を検討してはどうか。

（事務局）本件については、言い表わしようのない気持ちを抱いており、深刻に受け止めている。改ざんに至った背景、事実関係を明確にすることが必要。安全性については、本当のデータで輸送容器の安全性が確認されるかどうかの検討が必要。法律違反があったかどうかの検討も必要。

等の質疑応答及び委員の意見があった。

（４）議事録の確認

事務局作成の資料３第５５回原子力委員会定例会議議事録（案）が了承された。

なお、事務局より、次回は１０月１６日（金）に臨時会議を１０：３０から開催する方向で調整したい旨発言があった。